

所定疾患施設療養費の算定状況

所定疾患施設療養とは？

肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置などが行われること。
 なお、対象となる入所者の状態は、次のとおりである。 < 1、肺炎 2、尿路感染 3、带状疱疹 >

平成29年4月1日 ～ H30年3月31日 (実施人数 及び 実施日数)

実施月 状態	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	2人 7日	15人 8日	7人 39日	0人 0日	2人 7日	0人 0日	2人 11日	3人 15日	1人 7日	4人 27日	2人 14日	1人 2日
尿路感染	8人 52日	15人 90日	12人 56日	12人 73日	12人 70日	20人 104日	16人 97日	12人 53日	16人 87日	17人 108日	16人 78日	7人 44日
带状疱疹	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日
合計	10人 59日	30人 148日	19人 95日	12人 73日	14人 77日	20人 104日	18人 108日	15人 68日	17人 94日	21人 135日	18人 92日	8人 46日